

第39号議案

神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び神戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件

神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び神戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年3月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び神戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年1月条例第43号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

(消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 神戸市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年10月条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項の表1の項中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の項中「0.91(第1級又は第2級)」を「0.92(第1級)」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例附則第6条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じ

た休業補償については，なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の神戸市消防団員等公務災害補償条例附則第6条第2項及び第5項の規定は，この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し，同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については，なお従前の例による。

理 由

地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）の改正に伴い，条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

附 則

(他の法律による給付との調整)

第6条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による当該年金たる補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	略	略
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.86</u>
	略	略

		<u>0.88</u>

略	略	略
---	---	---

--	--	--

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の二が支給される場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

略	略
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.86</u>
略	略

	<u>0.88</u>

(参考 2)

神戸市消防団員等公務災害補償条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

附 則

(他の法律による給付との調整)

第6条 略

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。

1 傷病 補償年 金(第 18条の 2に規 定する	1 障害厚生年金等	0.86
	略	略

		0.88

公務上の災害に係るものを除く。)		
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.91 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 <u>0.90</u>)
	略	略
略	略	略

		0.92 (第1級)
		<u>0.91</u>

3, 4 略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる

給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

略	略
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.86</u>
略	略

6, 7 略

	<u>0.88</u>